

周南市支所設置条例及び周南市市民センター条例の一部を改正する条例  
制定について

周南市支所設置条例及び周南市市民センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市支所設置条例及び周南市市民センター条例の一部を改正する条例  
(周南市支所設置条例の一部改正)

第1条 周南市支所設置条例（平成15年周南市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

周南市和田支所	周南市大字埵163番地
---------	-------------

」

を

「

周南市和田支所	周南市大字埵218番地
---------	-------------

」

に改める。

(周南市市民センター条例の一部改正)

第2条 周南市市民センター条例（平成29年周南市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

周南市和田市民センター	周南市大字埴166番地
-------------	-------------

」

を

「

周南市和田市民センター	周南市大字埴218番地
-------------	-------------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の周南市市民センター条例の規定による周南市和田市民センターの使用の許可申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

(参 考)

周南市支所設置条例新旧対照表（第1条の改正）

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
支所の名称	支所の位置	支所の所管区域	支所の名称	支所の位置	支所の所管区域
(略)			(略)		
周南市和田支所	周南市大字埵 <u>163番地</u>	周南市大字夏切、高瀬、馬神、米光、埵	周南市和田支所	周南市大字埵 <u>218番地</u>	周南市大字夏切、高瀬、馬神、米光、埵
(略)			(略)		

周南市市民センター条例新旧対照表（第2条の改正）

現行		改正案	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
周南市和田市民センター	周南市大字埵 <u>166番地</u>	周南市和田市民センター	周南市大字埵 <u>218番地</u>
(略)		(略)	